

令和元年度 霧島市自殺対策検討委員会

日時：令和2年1月30日（木）午後7時30分～

場所：国分シビックセンター公民館3F 大会議室

会 次 第

1. 開会のことば
2. 健康増進課長あいさつ
3. 委員紹介（組織体制について）
新任委員の委嘱
4. 役員選出 委員長 1名
副委員長 1名
5. 協議
 - (1) 健康きりしま 21（第3次）計画【休養・こころの健康づくり分野】の
進捗状況と主な取り組みについて
 - (2) 令和2年度事業計画（案）について
 - (3) 霧島市自殺対策計画 骨子（案）について
 - (4) その他
6. 閉会

霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 自殺対策検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 自殺予防対策の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 食育推進検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 食育の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(3) 地域医療検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 地域医療の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(4) 母子保健検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 母子保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(5) 歯科保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 歯科保健の推進に関する事項
- ウ 歯科健診等の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(6) 予防接種専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 予防接種の推進に関する事項
- ウ 予防接種の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
 - (2) 福祉関係団体の代表
 - (3) 教育関係団体の代表
 - (4) 地区組織の代表
 - (5) 各種健康づくり推進団体の代表
 - (6) 農業関係団体の代表
 - (7) 企業の代表
 - (8) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）

(2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、市民の市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、市が設置する附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする「附属機関等」とは、霧島市附属機関等の設置等に関する方針（平成18年霧島市訓令第3-2号）第2条に規定する附属機関及びその他の委員会等とする。

第3 公開の基準

- 1 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 会議の公開が、法令又は条例（以下「法令等」という。）により制限されているとき。
 - (2) 霧島市情報公開条例第5条に規定する不開示情報を含む案件について、審議等を行うとき。
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想されるとき。
- 2 会議の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という。）するものとする。

第4 公開又は非公開の決定

附属機関等は、「第3 公開の基準」に基づき、会議の一部公開又は非公開を決定するものとし、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

第5 会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、附属機関等の長は、会議の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

第6 会議開催の公表

会議の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

第7 会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、「会議等における会議録及び報告書等の作成方針（平成24年7月26日通知）」に基づき、会議要旨を作成し、会議における配布資料とともに、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

第8 その他

この指針に定めるもののほか、この指針の運用に当たって必要な事項は、附属機関等が別に定める。

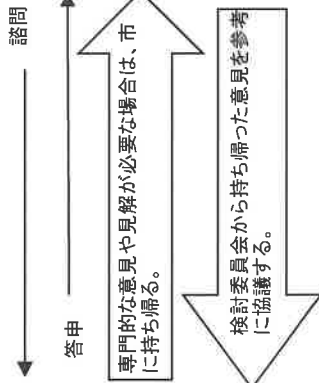
第9 施行期日

この指針は、平成24年8月1日以後に開催される附属機関等の会議から適用する。

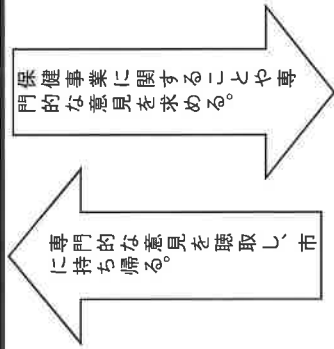
《 健康・生きがいづくり推進の組織体制 》

【霧島市健康・生きがいづくり推進協議会】

霧島市健康・生きがいづくり推進協議会	
1	始良地区医師会代表
2	始良地区歯科医師会霧島市支部代表
3	始良地区薬剤師会代表
4	霧島市立医師会医療センター代表
5	始良・伊佐地域振興局保健福祉課福祉部代表
6	霧島市社会福祉協議会代表
7	霧島市民生委員・児童委員協議会連合会代表
8	霧島市校長協会代表
9	霧島市地区自治公民館連絡協議会代表
10	企業代表
11	霧島市商工会連防代表
12	健康運動普及推進委員会代表
13	学識経験者 第一工業大学代表
14	農業関係代表 農業委員会代表



霧島市



【霧島市健康・生きがいづくり推進における各種専門検討委員会】

予防接種専門委員会

1	始良地区医師会 小児科医
2	始良・伊佐地域振興局保健福祉課福祉部部長
3	始良地区医師会 小児科医
4	始良地区医師会 小児科医
5	始良地区医師会 小児科医
6	始良地区医師会 小児科医
7	始良地区医師会 小児科医
8	始良地区医師会 代表
9	すこやか保健センター代表

歯科保健専門委員会

1	始良地区歯科医師会霧島市支部代表
2	始良地区歯科医師会霧島市支部代表
3	始良地区歯科医師会霧島市支部代表
4	始良地区歯科医師会霧島市支部代表
5	始良地区歯科医師会霧島市支部代表
6	始良地区歯科医師会霧島市支部代表
7	始良地区医師会 小児科医代表
8	始良地区薬剤師会代表
9	霧島市内産婦人科(助産師)代表
10	霧島市教育協議会代表
11	霧島市生涯学習協議会代表
12	始良・伊佐地域振興局長保健福祉課福祉部企画課代表
13	9020運動推進委員(養生所改善推進協議会協議会委員)代表
14	霧島市地域包括支援センター代表

母子保健専門委員会

1	始良地区医師会 小児科医代表
2	始良地区産婦人科医代表
3	始良地区歯科医師会霧島市支部代表
4	始良地区薬剤師会代表
5	霧島市民生委員児童委員協議会連合会
6	霧島市母子保健推進委員会
7	霧島市教育協議会代表
8	霧島市生涯学習協議会代表
9	始良・伊佐地域振興局長保健福祉課福祉部企画課代表

食育推進検討委員会

1	始良地区歯科医師会霧島市支部代表
2	霧島市学校保健会代表
3	霧島市学校栄養教諭代表
4	霧島市PTA連絡協議会代表
5	NPO法人霧島食育研究会理事長
6	霧島市食生活改善推進連絡協議会会長
7	霧島市教育協議会代表
8	学園経験者(鹿児島県食育シニアアドバイザー)
9	ぽんろ園分園代表
10	あい5 農業協同組合代表
11	芸術組園(分園芸術振興会代表)
12	始良・伊佐地域振興局長保健福祉課福祉部企画課代表
13	鹿児島県栄養士会代表

自殺対策検討委員会

1	始良地区医師会代表
2	始良地区歯科医師会霧島市支部代表
3	始良地区薬剤師会代表
4	霧島警察署生活安全課代表
5	霧島市の健康相談担当公認心理士
6	霧島市地域包括支援センター代表
7	霧島市児童委員・民生委員協議会連合会代表
8	企業代表
9	商工観光部商工振興課消費生活センター代表
10	保健福祉部生涯福祉課代表
11	教育委員会学校教育課代表
12	消防局消防課代表
13	始良・伊佐地域振興局長保健福祉課福祉部企画課代表

5. 協議

- (1) 健康きりしま21（第3次）計画【休養・こころの健康づくり分野】の進捗状況と主な取り組みについて

個別目標

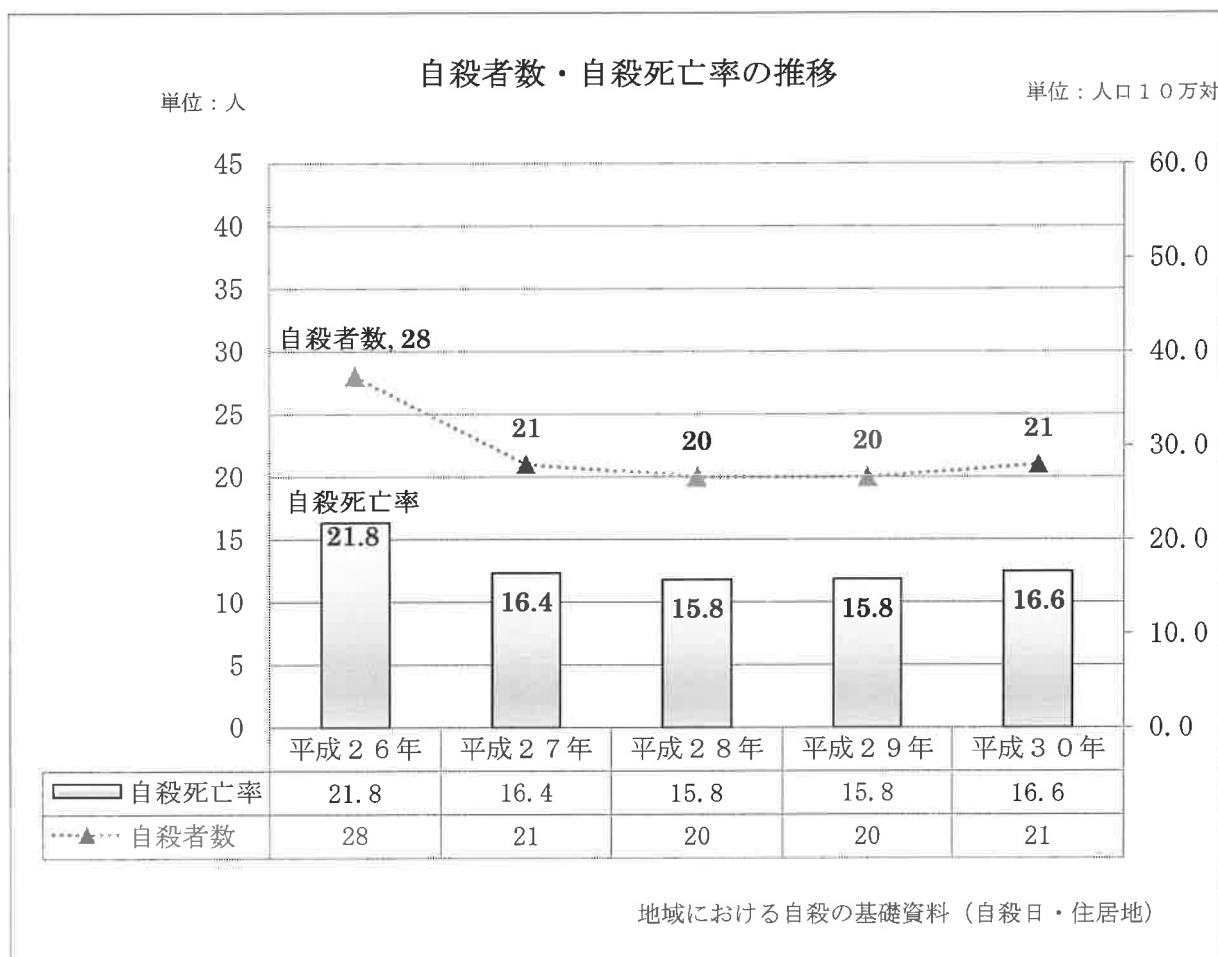
こころの病気に早期対応できる環境を整備する

目標値

項目	基準値 2017年度 (平成29年度)	目標値 2022年度
自殺死亡率（人口10万人当たり）	15.8 (*1)	14.1 (*2)

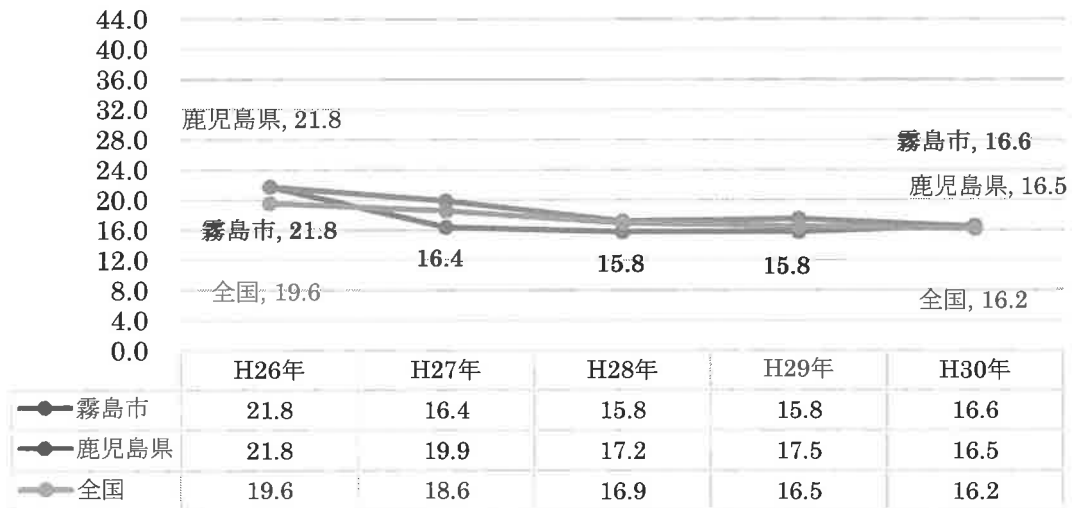
(*1) 2016（平成28）年厚生労働省統計資料 (*2) 国の「自殺総合対策大綱」の目標値に準じる

霧島市の現状



単位：人口10万対

自殺死亡率の推移（霧島市・鹿児島県・全国）



地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

個別目標 2

こころの問題を抱える市民へのアプローチの充実を図る

目標値

項目	基準値 2017年度 (平成29年度)	目標値 2022年度
ゲートキーパー数	436人 ^(*1)	600人 ^(*2)

(*1) 健康増進課：ゲートキーパー講習会修了者（2013（平成25）年度～2016（平成28）年度）

(*2) 民生委員・児童委員の改選による200人の増加

平成30年度 103人 養成
令和元年度 養成なし

個別目標 3

セルフケアの推進を図る

目標値

項目		基準値 2017年度 (平成29年度)	目標値 2022年度
睡眠による休養を十分にとれている市民の割合	成人	65.7% ^(*1)	70.0% ^(*2)

(*1) 2017（平成29）年度健康きりしま21アンケート (*2) 国の3.4%の増加率と同じ

健康きりしま21アンケートによる数値のため、本年度は数値がない。

休養・こころの健康づくり分野の主な取り組み

取組	取組内容	平成30年度	令和元年度(令和元年12月末現在)
心の健康相談	悩みやストレス、うつ状態などで日常生活に支障のある方や家族に対しての予約制での相談 従事者:臨床心理士 すこやか保健センターで実施	実施回数 24回 (月2回) 相談者数(延べ) 49人	実施回数 18回 (月2回) 相談者数(延べ) 35人
自殺対策講演会(こころの健康づくり講演会)	(年度によって対象を変更) 青少年、若年層の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身につけることの支援を行うため講演会を行う。	実施なし	ゲーム・ネット依存～現状とこれから～ 参加者 約220人 講師:久里浜医療センター 前園 真毅氏
自殺対策関係者研修会	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成する。(市民に身近な民生・児童委員や窓口対応の職員などを対象)	ゲートキーパー養成 実施回数 1回 受講者 民生・児童委員 103人	未実施
自殺予防対策に関する庁舎内調整会議	庁舎内の窓口対応の関係課に対し自殺予防対策のための庁舎内の連携をはかり、関係機関等へのつながりを強化するために会議を開催する。	実施回数 1回 参加者数 28人 (17課)	未実施
自殺予防に関する啓発	自殺が追い込まれた末の死であり、市民一人ひとりが自殺予防のための行動(「気づき」「つなぎ」「見守る」)ができるようにするための啓発事業	・自殺予防週間(9月)について広報誌、FMきりしまで啓発 ・自殺対策強化月間(3月)について広報誌で啓発 ・相談先関係者リストリーフレット作成配布	・自殺予防週間(9月)について広報誌、FMきりしまで啓発及び国分図書館での関連書籍、ポスター掲示等 ・自殺対策強化月間(3月)について広報誌、FMきりしまで啓発 ・民生・児童委員定例会での啓発、リーフレット配布

(2) 令和2年度事業計画(案)について

休養・こころの健康分野の目標

こころの健康を維持し、自分らしい生活を営むことができる社会を創る

① 自殺予防に対する啓発

- ・自殺予防週間(9月)について広報誌等での啓発を行う
- ・自殺対策強化月間(3月)について広報誌等での啓発を行う
- ・心の健康相談、生活困窮者自立支援相談など広報誌、ホームページ等を通じて各種相談窓口の周知を行う

② 自殺対策関係者研修会

ゲートキーパーの養成(民生・児童委員等を対象) 1回

③ 心の健康相談の実施

回数:年24回(2回/月)

場所:霧島市すこやか保健センター

従事者:臨床心理士

④ 自殺予防対策に関する庁舎内調整会議

庁舎内の窓口対応関係課との庁舎内連携及び関係機関等へのつなぎ強化のための会議を開催

⑤ 霧島市自殺対策計画の策定

国の自殺総合対策大綱を踏まえ、霧島市自殺対策計画の策定を予定

課内検討、関係課でのワーキンググループ、自殺対策検討委員会、健康・生きがいがづくり推進協議会、健康生きがいがづくり推進本部会議(庁内会議)を経て作成予定

⑥ 自殺対策検討委員会の開催

回数 1回

協議事項

- ・霧島市自殺対策計画(案)等について